

大津市建設工事等指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第15条の規定により提出した入札参加申請書について市長の承認を受けた業者（以下「有資格業者」という。）に対する大津市発注の建設工事、測量・設計・調査等業務委託（以下「工事等」という。）に係る指名停止の適正かつ統一的な処理を図るため必要な事項を定める。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者又は有資格業者の役員若しくは、その使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行ったときは、当該指名停止の期間中、市長は、工事等の契約の相手方の選定に際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者又は当該有資格業者を構成員とする共同企業体が入札参加資格を有することを認め、又はこれらの者を指名しているときは、当該入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

3 市長は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならず、当該落札決定については、取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間を基準に期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間を基準に期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、当該指名停止の期間を基準に期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の始期)

第4条 指名停止の期間の始期は、別表の措置要件ごとに定めた日とする。

2 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の当該指名停止の期間の始期は、再度指名停止を決定した日とする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により、別表各号に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36か月を限度とする。

(1) 談合（刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）第96条の6第2項に規定する罪をいう。）情報を得た場合又は談合があると疑うに足る情報を得た場合で、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第7号又は第8号の措置要件に該当したとき。

(2) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要

件に該当することとなったとき。

- (3) 別表第2第1号又は第7号若しくは第8号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間にそれぞれ同表第1号又は第7号若しくは第8号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 前項に規定する場合のほか、別表第2第7号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該有資格業者の指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- 5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、36か月を限度として指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間を変更することができる。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36か月を限度とする。

- (1) 別表第2第7号及び第8号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競争等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競争等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。

- (2) 別表第2第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。（同条(1)に掲げる場合を除く。）

(指名停止の審査等)

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、又は第5条第6項により指名停止の期間を変更し、若しくは同条第7項の規定により指名停止を解除しようとするときは、大津市建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。ただし、指名停止を行なう理由が、別表各号の措置要件に該当することが客観的に明白である場合若しくは指名停止を解除する理由が客観的に明白である場合にあっては、審査委員会の審査を省略することができる。

- 2 市長は、別表第2第2号から第6号までに掲げる措置要件を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ滋賀県警察本部長の意見を聴くものとする。

(指名停止の承継)

第8条 指名停止の期間中の有資格者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置を承継するものとする。

2 前項の場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が別表各号の措置要件に該当するときは、当該承継人に対して指名停止措置を行うことができる。

(指名停止の通知等)

第9条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行ったときは様式第1号、第5条第6項により指名停止の期間を変更したときは様式第2号、同条第7項の規定により指名停止を解除したときは様式第3号により、当該有資格業者に対して通知するものとする。

(改善措置の報告)

第10条 市長は、当該指名停止の事由が大津市発注の工事等に関するものであるときは、当該指名停止業者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約等の相手方の制限等)

第11条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を相手方として随意契約をし、又は一般競争入札に参加させてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第12条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が大津市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認しないものとする。

(指名停止以外の措置)

第13条 市長は、指名停止を行うに至らない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告し又は注意を喚起することができる。

2 市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当するおそれがあるとき等、契約の相手方として不適当であると認められるときは、審査委員会の審査を経て、当該有資格業者について当該事由が止むまでの間指名しないことができる。

3 前項の措置を行った場合において、その事由が別表各号に掲げる措置要件に該当する状態に至り指名停止を行ったときは、前項の措置の期間は当該指名停止の期間に算入するものとする。

(苦情申立て)

第14条 第2条第1項若しくは第3条又は前条第1項の措置を受けた者は、当該措置について、書面(次項及び次条第4項において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第15条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内(大津市の休日に関する条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。))を含まない。)に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができる。

3 市長は、前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 市長は、第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。
(再苦情申立て)

第16条 前条第1項の回答に不服がある者は、市長に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 指名停止 当該指名停止の期間内(前条第1項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)

(2) 警告等 前条第1項の回答の翌日から起算して2週間以内

3 市長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに大津市入札監視委員会に諮問するものとする。
(再苦情申立てに対する回答等)

第17条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、大津市入札監視委員会の答申を踏まえ、答申を受けた日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要

(2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

3 市長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 市長は、第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。
(その他)

第18条 この基準に定める指名停止に関する事務は、総務部契約検査課で所掌する。

2 その他この基準の実施に関し必要な事項は、審査委員会の意見を聴き総務部長が定める。

付 則

1 この基準は、昭和63年7月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以後に発生した事由により指名停止を行うものについて適用する。

3 この基準の施行日前に、大津市建設工事等指名停止要綱(昭和59年4月1日施行)により指名停止を受けている有資格業者に係る当該措置は、この基準の規定にかかわらず、なお効力を有するものとする。

附 則

1 この基準は、平成9年1月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第1号の規定は、この基準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に虚偽記載が発覚した調査資料について適用し、同日前に発覚した調査資料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1第2号の規定は、施行日以後に瑕疵が発覚した工事等について適用し、同日前に瑕疵が発覚した工事等については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第1第5号の規定は、施行日以後に発生した公衆損害事故について適用し、同日前に発生した公衆損害事故については、なお従前の例による。

5 改正後の別表第2第5号及び第6号の規定は、施行日以後にされた行為について適用し同日前にされた行為については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成16年5月20日から施行する。

- 2 改正後の別表第2第5号、第6号及び第9号の規定は、施行日以後にされた行為について適用し、同日前にされた行為については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条から第15条までの規定は、施行日以後に行う指名停止措置について適用し、同日前に行われた指名停止措置については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1第1号の規定は、施行日以後に虚偽記載が発覚した調査資料について適用し、同日前に発覚した調査資料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1第2号、第3号及び別表第2第1号から第6号まで、第8号から第11号までの規定は、施行日以後にされた行為について適用し、同日前にされた行為については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第1第4号から第7号までの規定は、施行日以後に発生した事故等について適用し、同日前に発生した事故等については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表第1第8号の規定は、施行日以後に着工した工事について適用する。
- 7 改正後の別表第2第7号の規定は、施行日以後に、独占禁止法の規定により逮捕され、若しくは公正取引委員会から告発されたもの、又は排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から告発されたもの、又は排除勧告若しくは課徴金納付命令若しくは審判による審決を受けたもの、又は改正法による改正前の独占禁止法の規定により告発されたもの、又は排除勧告若しくは課徴金納付命令若しくは審判による審決を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第10号(8)の規定は、この基準の施行日以後に、契約が成立した市発注等の工事等について適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第1号及び第8号の規定は、施行日以後に行う指名停止措置について適用し、同日前に行われた指名停止措置については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第10号(7)及び第13号の規定は、施行日以後に行う指名停止措置について適用し、同日前に行われた指名停止措置については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。

大総契第 号
年 月 日

様

大津市長

指 名 停 止 通 知 書

貴社に対し、大津市が発注する建設工事等の指名競争入札等の指名を下記のとおり停止するとともに、大津市発注工事等の下請負人としても承認しないこととしたので通知する。

今後は、かかる事態が生じることのないよう十分注意されたい。

記

1. 指名停止期間 年 月 日から
 年 月 日まで

2. 指名停止理由

(大津市建設工事等指名停止基準別表 適用)

※この措置に対して不服がある場合は、上記「指名停止期間」内に大津市長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

様式第 3 号

大総契第 号
年 月 日

様

大津市長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け、大総契第 号をもって、貴社に対し大津市が発注する建設工事等の指名競争入札等の指名停止措置の通知をしたところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

別表第1 工事等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市発注の工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	決定があった日から 6 月
(粗雑工事)	
2 工事を粗雑にし、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により監督処分されたとき。	決定があった日から
(1) 市発注の工事の場合	4 月
(2) 市発注以外の工事（以下「一般工事」という。）の場合	2 月
(契約違反)	
3 市発注の工事等の施行に当たり、第2号に掲げる場合のほか、次に該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	決定があった日から
(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。	4 月
(2) 2か月以上の履行遅滞があったとき。	3 月
(3) 1か月以上2か月未満の履行遅滞があったとき。	2 月
(4) 1か月未満の履行遅滞があったとき。	1 月
(5) 公害防止及び危険防止策が不良のとき、又は工程管理、資材管理若しくは労働管理が不良で、監督員が工事請負契約条項に基づく措置請求を行っても改善しないとき。	3 月
(6) 工事請負契約書の規定に違反して、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としたときに、指定する期限までに当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を提出しなかったとき。	1 月
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務	
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務	
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
4 市発注の工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	決定があった日から
(1) 死亡者を生じさせた場合	6 月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合	3 月
5 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該	

工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 死亡者を生じさせた場合 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合 (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	決定があった日から 3 月 1 月
6 市発注の工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせた場合 (2) 負傷者を生じさせた場合	決定があった日から 4 月 2 月
7 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 死亡者を生じさせた場合 (2) 負傷者を生じさせた場合 (工事成績不良)	決定があった日から 2 月 1 月
8 市発注の工事に係る工事成績評定点が次に該当するとき。 (1) 50点未満の場合 (2) 50点以上55点未満の場合	決定があった日から 4 月 2 月
9 市発注の測量・設計・調査等業務委託に係る検査結果の総評が次に該当するとき。 (1) 不良 (2) やや不良	決定があった日から 4 月 2 月

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄等) 1 有資格業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第198条に規定する罪をいう。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 大津市の職員の場合 36月 (2) 県内の公共機関等の職員の場合 18月 (3) 近畿地方整備局の管轄内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の職員の場合 12月 (4) 近畿地方整備局の管轄以外の公共機関等の職員の場合 6月 (暴力団関係者) 2 有資格業者、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団又は指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 決定があつた日から12月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 3 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、有資格業者又は有資格業者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。 決定があつた日から6月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 4 いかなる名義をもってするを問わず、有資格業者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 決定があつた日から6月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 決定があつた日から3月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで 6 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。 決定があつた日から2月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで (独占禁止法違反行為) 7 有資格業者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したことにより、次のいずれかに掲げる場合に該当したとき。 逮捕又は告発を知った日から (1) 逮捕され、又は公正取引委員会から刑事告発されたとき。	

ア 市発注の場合	12月
イ 県内の公共機関等の発注の場合	9月
ウ 近畿地方整備局の管轄内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合	6月
エ 近畿地方整備局の管轄以外の公共機関等の発注の場合	3月
(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	命令を知った日から
ア 市発注の場合	9月
イ 県内の公共機関等の発注の場合	6月
ウ 近畿地方整備局の管轄内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合	3月
エ 近畿地方整備局の管轄以外の公共機関等の発注の場合	2月
(談合等)	
8 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、談合又は公契約関係競争等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 市発注の場合	36月
(2) 県内の公共機関等の発注の場合	18月
(3) 近畿地方整備局の管轄内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合	12月
(4) 近畿地方整備局の管轄以外の公共機関等の発注の場合	6月
(建設業法違反行為)	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
(1) 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	決定があった日から
ア 市発注の場合	9月
イ 県内の公共機関等の発注の場合	6月
ウ 近畿地方整備局の管轄内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合	3月
エ 近畿地方整備局の管轄以外の公共機関等の発注の場合	2月
(2) 営業停止処分を受けたとき。	
ア 営業停止処分期間が15日以上の場合	6月
イ 営業停止処分期間が15日未満の場合	4月
(3) 指示処分を受けた場合	3月
(不正又は不誠実な行為)	
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	決定があった日から
(1) 市発注の工事等の入札に関し、入札執行者の指示に従わないとき。	2月
(2) 市発注の工事等の入札に関し、落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	3月
(3) 市発注の工事等に関し、第三者の立場でありながら契約締結、契約履行を妨害したとき。	6月
(4) 市発注の工事等の施工に当たり、第三者から不当な介入（不当要求又	1月

は業務妨害)を受けたにもかかわらず、故意又は過失により発注者への報告及び警察への通報をしなかったとき。	
(5) 市発注の工事等に関し、正当な理由なく調査及び事情聴取に協力しないとき。	3 月
(6) 市発注の工事等に関し、低入札価格調査に協力の意思を示していたにもかかわらず落札決定後に辞退したとき。	3 月
(7) 市発注の工事等に関し、低入札価格調査の協力を拒否したとき、又は低入札偽装調査協力を擬えたとき。	2 月
(8) 市発注の工事等に関し、低入札価格調査に協力し、競争参加資格の欠格がある場合かつ業者に過失があるとき。	1 月
(9) 有資格業者又は有資格業者の役員が、工事等に係る業務に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 月
(10) 有資格業者の使用人が工事等に係る業務に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 月
(11) 有資格業者等が第 9 号に該当する場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令に重大な違反をし、監督官庁から処分を受けたとき。 ア 市民生活に重大な影響を与えるなど、極めて悪質と認められるとき イ アに掲げる以外のとき	6 月以上 3 6 月以内 5 月
(12) 有資格業者等が法令又は本市の条例若しくは規則に違反し、本市の機関から当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ぜられたとき。	命令を知った日から 6 月を経過し、かつ、その違反が是正されたことを本市の機関が確認できるまで
(13) 有資格業者等が業務に関し、その他の関連法令違反行為により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 月
11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	決定があった日から
(1) 有資格業者又は有資格業者の役員が、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 月
(2) 有資格業者の使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 月
(3) 有資格業者等がその他の法令違反行為により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 月
12 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又は有資格業者の役員に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (経営不振)	決定があった日から 1 月以上 3 6 月以内
13 有資格業者が、次に掲げるいずれかに該当し、その経営状態から、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	

(1) 金融機関から取引停止となったとき。	取引停止を知った日から取引再開が確認されるまで
(2) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始を申立てたとき。	申立てを知った日から破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで
(3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始を申立てたとき。	申立てを知った日から再生手続開始決定が確認されるまで
(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始を申立てたとき。	申立てを知った日から更生手続開始決定が確認されるまで
(5) 市発注に対する債権について差押え（仮差押えを含む。）があったとき。	差押えを知った日から物件差押えに係る事件が解決するまで